

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 7 回 総 会

令和3年9月10日

第5回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年9月10日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市文化交流センター
交流ホール

(出席農業委員)

委 員	1 番	原田	稔夫
委 員	3 番	岡田	住夫
委 員	4 番	山門	克明
委 員	5 番	西	厚
委 員	6 番	島田	勝好
会 長	7 番	兼原	清志
委 員	8 番	西久保	貞俊
委 員	9 番	山口	政高
委 員	10 番	橋本	和子
委 員	11 番	福岡	淳史
委 員	12 番	福山	康子
委 員	13 番	栗須	幹生
副会長	14 番	大江	文章

(欠席農業委員)

委 員	2 番	西垣戸	勝
-----	-----	-----	---

(出席農地利用最適化推進委員)

委 員	岩本	功二
-----	----	----

(事務局)

事務局長	福岡	稔雄
------	----	----

農政係長	鈴木	健
------	----	---

係	竹原	千名
---	----	----

会議次第

1 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項

- 1 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について
- 2 非農地証明願いについて

報告事項

- 1 農地所有適格法人報告書の提出について

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は、13名であります。欠席の届出は2番西垣戸委員から提出されております。なお、推進委員の方には1名の出席をいただいております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第7回総会を開会いたします。

最初に、議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、14番大江委員、1番原田委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局（農政係長） 最初に総括表の差替えについて説明いたします。議案第2号の2久生屋町字裕[]番[]畑275㎡につきまして、譲受人を変更したい旨の連絡があり、9月8日付けで取下願いの受理通知をいたしました。議案第2号の2につきましては、今回審議は見送ることとさせていただきます。このことから、差し替えた総括表を朗読いたします。

事務局 第7回総会総括表、3条所有権の移転は1件で、田135㎡、畑1,687㎡、計1,822㎡でございます。5条所有権の移転は4件で、田1,156㎡、畑1,454㎡、計2,610㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は1件で、畑1,429㎡、計1,429㎡でございます。非農地証明願いは1件で、畑142㎡、計142㎡でございます。合計は7件で、田1,433㎡、畑4,570㎡で総合計は6,003㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして、提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字イネワ[]番、台帳畑、現況畑、面積161㎡ほか計11筆、1,822㎡でございます。譲渡人は、滋賀県守山市[]さん。理由は、遠方に居住し耕作が困難ということでございます。譲受人は、久生

屋町■■■■さん。所有面積、耕作面積とも0 aです。農作業歴は、0です。通作距離又は時間は、取得する空き家から徒歩1分です。世帯員等従事者は1人です。理由は、高速道路の立ち退きのため空き家と農地を同時取得し、野菜・果樹栽培をするということでございます。

第1号議案の1番については、申請書の内容等、書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。尚、9月1日現地にて聞き取り調査済みです。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、有馬町担当お願いいたします。

3 番（岡田委員） 3番岡田です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。譲渡人の■■■■さんは遠方に移住しており耕作困難ということでございます。譲受人の■■■■さんは、高速道路の立ち退きのため空き家と農地を同時取得したいということであります。野菜をはじめ果樹等を栽培するということで農地部会長、中立委員、事務局と私で営農計画、耕作意欲、世帯員構成、所有農機具などについて聞き取り調査を行いました。農機具はまだ不十分と思いますが地元委員としても耕作意欲のある農家の方が1軒でも増えることについて喜ばしいことだと思いますので、地元委員としては何ら問題ないと思います。どうぞ審議のほどよろしく申し上げます。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 特にご意見もないようですので、お諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りま

すようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字池添■■■■番、台帳田、現況休耕、面積357㎡ほか計2筆、709㎡でございます。譲渡人は、和歌山県新宮市■■■■さん。譲受人は愛知県刈谷市■■■■さん、転用の目的、施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地でソーラーパネル3基、発電出力49.5キロワット、設置面積471.51㎡、太陽光設備設置割合66.50%、事業概要書は提出済みです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

3番、金山町字沼田■■■■番■■■■、台帳田、現況休耕、面積421㎡ほか計2筆、436㎡でございます。譲渡人は、鹿児島県鹿児島市■■■■さん、南牟婁郡御浜町■■■■さん。譲受人は久生屋町■■■■さん、転用の目的、施設の内容等ですが、住宅用地で進入路用地11㎡と一体利用し、住宅平屋建て建築面積142.43㎡を1棟新築するということでございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、建物平面図、建築確約書、資金証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

4番、金山町字沼田■■■■番■■■■、台帳田、現況休耕、面積11㎡でございます。譲渡人は、南牟婁郡御浜町■■■■さん。譲受人は鹿児島県鹿児島市■■■■さん、久生屋町■■■■さん、転用の目的、施設の内容等ですが、進入路用地ということでございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

5番、金山町字馬ヶ山■■■■番■■■■、台帳畑、現況休耕、面積1,299㎡ほか計3筆、1,454㎡でございます。譲渡人は、金山町■■■■さん外4名。譲受人は有馬町■■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが、宅地1,004.16㎡と一体利用し、住宅2階建て7棟、建築面積437.40㎡を新築。敷地内通路270.31㎡でございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、隣接農地所有者の同意書、建築割合22%以下の理由書、定款の写し、法人登記事項証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番3番4番5番については申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案の説明について地元委員さんからの説明をお願いします。所有権移転の1番について有馬町担当委員をお願いします。

4 番（山門委員） 4番山門です。

第2号議案の所有権移転の1番について説明させていただきます。転用の目的は、先ほど事務局の説明のあったとおりで、太陽光発電施設であります。現地は、案内図にありますように、国道42号線■■■■交差点から国道311号を金山方面に約200mの左側100mほどの場所にあります。現地は大雨の際水につかる恐れがあり、暴風雨の後の設備の点検や雑草、ごみの管理を責任をもって行うようお願いしました。周囲には民家はなく現地から国道311号の間には現在、太陽光発電施設が建設中であり、地元委員としてはなんら問題はないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 次に3番から5番について、金山町担当をお願いします。

6 番（島田委員） 6番島田です。

第2号議案の所有権移転の3番と4番は住宅用地と住宅用地への進入路でありますので、同時に説明させていただきます。転用の目的は、先ほど事務局の説明のあったとおりで、住宅用地と進入路で、譲受人はサラリーマンの方で申請地を譲り受け自宅を新築しようとするものであります。現地は、案内図にありますように、金山町沼田地内で■■■■の国道311号線交差点から神木方面に約300mほどの右側の場所にあります。周囲は市街化が進んでおり北側が住宅、東側は市道を挟んで住宅、南側も住宅を新築する計画があります。西側にも住宅があります。地元委員としてはなんら問題はないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

続いて第2号議案の5番について説明させていただきます。転用の目的は、先ほど事務局の説明のあったとおりで、■■■■が申請地を譲り受け、建売住宅2階建て7棟を新築しようとするものであります。現地は、案内図にありますように、金山町馬ヶ山地内で■■■■跡地の附近に久

生屋町と御浜町方面へ行く三差路を御浜町方面へ300mほどの場所の右側にあります。申請地の北側は農地でミカンの木と梅の木が栽培されており、東側は住宅、南側は県道、西側は住宅となっております。この案件につきましても地元委員としてはなんら問題はないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長(栗須委員) 13番栗須です。

9月1日に事務局、中立委員、地元委員と現地調査を行いました。太陽光発電につきましては、隣接地は現在太陽光発電施設が建設中で地元委員の言われたとおりで何ら問題はないと思います。案件の3番4番につきましては8月に現地調査した際、排水経路に問題があり保留になっていた案件でしたが、今回改めて排水経路を見直し何ら問題はないと思います。5番に関しても地元委員の言われるとおり何ら問題はないと思います。

議長 農地部会長さんからも特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し、知事に進達することといたします。

次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字松原■■■■番■■、台帳畑、現況畑、面積676㎡ほか計3筆1,429㎡でございます。利用目的といたしまして、施設野菜栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、奈良県香芝市■■■■さん。借受人は、井戸町■■■■さん。取扱い

は、熊野市農地銀行有馬支店。期間は、公告の日から3年間で、新規ということでございます。

承認事項1の1番については、農地の全ての効率的利用、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、有馬町担当委員お願いいたします。

岩本推進委員 推進委員の岩本です。

承認事項1の1番について説明させていただきます。場所は[]
[]前のビニールハウス2棟中の[]のハウスを貸渡すということで貸渡人の[]さんの兄弟の[]さんの娘婿になります。農業経験はないですが、[]さんのご指導を受けながら夫婦で経営していきたいということでありますので、私といたしましては何ら問題はないと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。次に、承認事項2非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、金山町字鍛冶屋元[]番[]、台帳田、現況雑種地、面積142㎡でございます。出願者は、南牟婁郡紀宝町[]さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和50年に申請人の祖父が住宅を建築した際に道路を新設したということです。添付書類といたしまして、位置図、

現況図、昭和50年撮影の航空写真、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項2については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、金山町担当をお願いいたします。

6番(島田委員) 6番島田です。

承認事項2の1番について説明させていただきます。現地は金山町鍛冶屋元地内で■■■■■■の国道311号を神木方面へ約300mの道路の左側です。申請人の祖父が昭和50年に住宅を建築した際に道路を新設したということです。今回申請はまだ出ておりませんが、祖父の建設した住宅の隣に家を新たに建築する予定で、この進入路を利用したいということです。46、7年経過しており地元委員として何ら問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ございませんか。特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長(栗須委員) 13番栗須です。

地元委員の言うとおりでなんら問題はないと思います。以上です。

議長 農地部会長さんからも特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項2非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。次に報告事項1の農地所有適格法人報告書の提出について事務局からの説明をいたさせます。事務局。

事務局(農政係長) 事務局です。報告事項1の農地所有適格法人報告書の提出についての説明をさせていただきます。農地所有適格法人は、農地法第6条第1

項の規定によりまして、毎年、事業の状況などを農業委員会に報告しなければならないこととされております。また、農地法施行規則第 58 条第 1 項では、報告は事業年度の終了後 3 カ月以内に、農業委員会に報告書を提出しなければならないと規定されております。熊野市内では農地所有適格法人は、
[] 及び育生町の []、今年度から新たに金山町の [] と紀和町板屋の []
[] が追加となりの 4 法人となりました。また、[] の事業の決算期が 6 月末となっていたため、先日、報告書が提出され、すべての法人報告がそろいましたので、農地所有適格法人たる要件を満たしているかどうかを事務局において確認いたしました。確認の結果、[]、
[]、[]、[] ともに農地所有適格法人としての要件である「組織形態要件」・「構成員要件」・「事業要件」・「業務執行役員要件」の 4 要件を満たしているという結果でございました。お手元の農地所有適格法人要件確認書をもって報告とさせていただきます。

議長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は全て議了いたしました。ほかに何かございませんか。

(なし)

議長 それでは、ここで事務局から報告がございます。事務局。

事務局(事務局長)

次回、10月の現地調査は、9月30日、木曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんには、よろしくお願いいたします。

また、次回の総会は、10月8日、金曜日、午前9時30分から、文化交流センターでの開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。総会までに総会開催文書と事項書を送付させていただきますので当日にご持参いただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長 これをもちまして、第7回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時00分)